

5 公共事業等景観形成指針

景観法第16条第5項の規定による通知には、様式第10号による景観計画区域内における行為の（変更）通知書に、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項に規定する図書に準じた図書で、市長が必要と認めたものを添付して行うものとする。

第1 基本的事項

公共事業等の実施に当たっては、事業の目的を踏まえた上で基本的な事項は次のとおりです。

1. 呉市景観計画との整合性に配慮する。
2. 公共空間、公共施設が呉市の景観形成に与える影響に鑑み、率先して景観上の配慮に努める。
3. 景観上他の事業と特に関連がある場合は、関係事業主体や関係行政機関等との連絡調整を綿密に行い、景観形成の整合性の確保に努める。
4. 地域の自然、歴史、文化及び伝統等の特性に配慮した景観形成に努める。
5. 公共施設等の機能性や安全性の確保と併せて、快適性や美観性に配慮する。
6. 公共施設等の維持管理に当たっては、景観上の配慮に努める。

第2 施設別指針

1. 道路

（ア）法面

切土、盛土によって生じる法面は、周辺景観に調和するように構造及び形態を工夫するとともに緑化に努める。

（イ）擁壁

擁壁の形態及び素材は、周辺景観に配慮し、圧迫感を和らげるよう工夫するとともに、周囲の緑化に努める。

（ウ）高架橋

高架橋の形態・意匠及び色彩については、周囲に与える圧迫感や威圧感を和らげるように努める。

（エ）横断歩道橋

歩道橋の形態・意匠及び色彩については、煩雑感や威圧感を与えないように配慮するとともに、橋脚等の修景に努める。

（オ）舗装

- 車道部の舗装は、車輛等の円滑な走行性や走行性への配慮と併せて、歴史的まちなみや公園周辺等で特に景観上配慮が必要な場所では、舗装の材質や色調の工夫に努める。
- 歩道及び自転車道の舗装は、走行性や走行性への配慮と併せて、周辺景観との調和を図りつつ、地域の特性や道路の性格に合うように材質及び色調を工夫するよう努める。

（カ）交差点

交差点は道路と道路の接点で特に道路景観上留意すべき場所であるため、道路施設等の適切な配置や形態に配慮するとともに、地域性を活かした修景に努める。

（キ）防護柵

防護柵等の構造、形態及び色彩は、交通の安全性の確保と併せて、周辺の景観との調和を

図るとともに、地域の特性に応じた個性を創り出すように努める。

(ク) 標識等

標識等は、交通管理上その機能の確保を図りながら、可能な限り設置数や場所の適正化に努める。

(ケ) 照明施設

照明施設の形態・意匠及び色彩については、周辺の景観や道路の性格に調和するように努める。

(コ) 緑化等

道路等には、可能な限り連続した植樹帯を設け、また、中央分離帯や交通島についても可能な限り緑化するように努める。

植栽の配置及び樹種については、全体のバランスを考慮した上で、周辺の景観との調和を図るとともに、道路の景観形成に努める。

道路沿いの屋敷林、公園の樹林、また郊外部の山林や樹林等の活用及び保全に努める。

(サ) 道路占用物

ベンチ、彫刻、ごみ箱等のストリートファニチャーを歩道等に設置する場合は、位置、形態及び色彩について、周辺の景観に調和するよう努める。

電柱等の占用行為にあっては、周辺の景観と調和するように配慮する。

2. 橋りょう

(ア) 橋りょう本体

橋りょうの形態及び色彩等については、橋りょうが架設される地域の自然や人工物とのバランス及び地域の風土や歴史等を考慮して地域に合った景観となるよう努める。

また、市街地や景勝地では必要に応じて眺望等のための場所の確保に努める。

(イ) 橋上施設

親柱、高欄及び照明灯については、それぞれのデザイン、設置箇所及び相互のバランス等全体の調和やまとまりについて配慮するとともに、地域の特性を活かすよう努める。

(ウ) 緑化

橋のたもとに空地がある場合は、可能な限り緑化による修景を行うなど、周辺の環境との調和に努める。

3. 河川

(ア) 堤防

法面は、可能な限り緑化に努める。

(イ) 護岸

護岸の構造、形態及び素材については、周辺環境との調和、親水性及び緑化に配慮するとともに、生態系の保全を図るよう努める。

(ウ) 水門・樋門

水門・樋門の形態・意匠及び色彩は、周辺環境と調和するように努める。

(エ) 揚・排水機場

揚・排水機場の形態・意匠及び色彩は、周辺環境と調和するように配慮し、その敷地内は地域性を生かした緑化に努める。

(オ) 防護柵

防護柵の構造、形態及び色彩については、周辺環境との調和に配慮するとともに、地域性を生かすように努める。

(カ) ダム・堰堤

ダム・堰堤は、安全性及び機能性等の確保と併せて周辺環境への影響を緩和するように努めるとともに、周辺の法面及び構造物の周囲については、緑化に配慮し周辺環境との調和に努める。

4. 公園・緑地

(ア) 公園・緑地全体

公園等の周囲にある道路、河川等の公共施設との連続性に配慮し、開かれた空間をつくるように努めるとともに、地域の生態系に配慮する。

(イ) 公園・緑地施設

園路、広場、休憩所、遊具等の公園等の施設の材料は、可能な限り自然素材を用いるとともに、自然公園においては地域の地形及び自然になじむような形態・意匠及び色彩の工夫に努め、都市公園等においては周辺の景観に配慮しつつ、公園等の特徴を生かした形態・意匠及び色彩の工夫に努める。

(ウ) 公園・緑地内の建築物等

自然公園においては、地域の地形及び自然になじむような建築物等の形態・意匠及び色彩を工夫し、都市公園等においては周辺の景観に配慮するとともに公園等の特徴を生かすような建築物等の形態・意匠及び色彩の工夫に努める。

(エ) かき、柵等

かき、柵等の形態・意匠及び色彩は、公園等及び周辺の環境との調和を図るとともに、可能な限り自然素材の使用に努める。

(オ) 駐車場等

駐車場を設ける場合は、周辺環境との調和に配慮した位置に努めるとともに、自然素材の活用や緑化に努める。

(カ) 樹木の保存と緑化

既存樹木は可能な限り保存活用に努め、植栽に当たっては、地域の特色を活かすよう努める。

5. 公共建築物

(ア) 配置

建築物の配置に当たっては、周辺景観との調和に配慮する。また、敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存活用に努める。

(イ) 形態・意匠

a 建築物の形態・意匠は、周辺の建築物及び景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりのあるものとする。

b 自然的または歴史的特性を有する地域では、建築物の形態・意匠に地域の特性を生かすように努める。

c 屋外階段及びベランダ等の形態・意匠は、建築物本体との調和に配慮する。

d 屋上に空調設備等を設置する場合は、外部から直接見えにくいように工夫する。

(ウ) 色彩

a 建築物の外部の色彩は、落ち着いたある色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。

b 屋外に設ける階段は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮する。

(エ) 材料

建築物の外装に使用する材料は、周辺の景観になじみ耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めるとともに、伝統的なまちなみを形成している等特色ある地域では、地域性のある材料の活用に努める。

(オ) 外構（形態・意匠及び色彩）

外構の形態・意匠及び色彩は、周辺の景観に配慮するとともに、建築物本体との調和に努める。

(カ) 外構（材料）

外構の材料は、周辺景観及び建築物本体と調和する材料の使用に努めるとともに、道路等に面して設ける塀等は可能な限り生垣とする。

(キ) 外構（付属施設：車庫、倉庫、污水处理施設等）

付属施設の形態・意匠、色彩及び材料は、周辺景観に配慮するとともに、建築物本体との調和に努める。

(ク) 駐車場等

駐車場等を設ける場合は、周辺景観との調和に配慮した位置にするとともに、周囲等の緑化に努める。

(ケ) 敷地の緑化

a 建築物は周辺景観と融和し、良好な景観の形成が図れるよう敷地等は極力緑化に努める。

b 樹種、樹姿及び樹高の選定及びその配置には、建築物が周囲に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように工夫するとともに、四季の変化が楽しめるように配慮する。

c 敷地内の既存樹木の保全、活用に努める。

6. 面的整備事業

(ア) 地域の地形的特性を生かすように努める。

(イ) 地域の景観上有効な自然的特性の保存活用に努めるとともに、積極的に水と緑の利用に努める。

(ウ) 地域の歴史、文化、風土及び地場産材等の特徴的な要素を、施設整備に生かすように努める。

(エ) ゆとりある公共空間の確保と整備に努める。

(オ) 必要に応じて、活力に満ちた景観を創造する。

(カ) 事業地内の各施設の形態・意匠及び色彩は、周辺景観との調和に配慮する。

(キ) 将来にわたって景観を保全及び創造していくために、地区計画、景観協定及び緑地協定等必要な措置を講ずるように努める。